

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成23年3月9日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）平和堂竜王店 蒲生郡竜王町大字小口1658番1ほか6筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名  
株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原 平和
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 変更前 駐車場の自動車の出入口の数および位置 出入口2箇所
  - (2) 変更後 駐車場の自動車の出入口の数および位置 出入口3箇所
- 4 変更年月日 平成23年3月1日
- 5 変更の理由 隣接する竜王町立竜王町公民館の改築にあたり、同公民館利用者の利便性を向上したいという竜王町の意向を受けて、公民館から店舗敷地内へ出入りできるようにするため。
- 6 届出年月日 平成22年2月2日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1  
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1  
滋賀県東近江環境・総合事務所総務課 東近江市八日市緑町7-23  
竜王町産業振興課 蒲生郡竜王町小口3
  - (2) 縦覧期間 平成23年3月9日から平成23年7月11日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 平成23年7月11日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1